



このニュースは、JR小岩駅周辺地区まちづくりについて地区のみなさんに広くお知らせをするため、南小岩七丁目20番から23番、24番の一部、25番の一部、26番の一部、27番から30番、31番北側地区に配付しています。

事業計画案の縦覧について

南小岩七丁目土地区画整理事業の**事業計画決定（事業認可）**手続きに伴い、事業計画案の縦覧を下記のとおり実施します。

また、当事業の利害関係者で事業計画案にご意見がある方は、東京都知事宛に意見書を提出することができます。

1 縦覧期間 令和2年4月11日（土）から4月24日（金） 午前8時30分から午後5時

2 縦覧場所 江戸川区 都市開発部 市街地開発課
（江戸川区中央1-4-1 江戸川区役所第三庁舎）
03-5662-0804

JR小岩駅周辺地区まちづくり相談事務所
（江戸川区南小岩7-28-11）
03-5694-2751

のみ土曜日、日曜日も縦覧が可能です。

3 意見書提出期間 令和2年4月11日（土）から5月8日（金）
持参の場合は午前9時から午後5時（土曜日、日曜日、祝日を除く。）
郵送の場合は消印有効。

4 意見書提出先 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1
東京都都市整備局市街地整備部区画整理課公共区画整理担当
（東京都庁第二本庁舎11階）
03-5320-5444



南小岩七丁目土地区画整理事業区域
約4.9ha

事業認可予定範囲です

小規模共同住宅



令和元年度個別相談会を開催しました

令和2年2月25日（火）から令和2年3月12日（木）にかけて、土地区画整理事業区域内に土地または建物の権利をお持ちの方を対象に個別相談会を開催いたしました。

今回ご説明した主な内容については、生活再建における意向の再確認や借地権等の申告についてです。

個別相談会でいただいたご質問を紹介します



Q1 生活再建方法の決定はいつまでにすればよいのか。

A1 事業認可後の『申し出』までに決定してください。『申し出』していただく期間は別途お知らせいたします。

Q2 『申し出』とは何か

A2 再開発街区、個別利用街区、小規模共同住宅のうち希望する生活再建方法について『申し出』していただきます。

Q3 土地所有者（地主）と借地権者の、生活再建方法は統一しなければならないのか。

A3 生活再建方法は統一して下さい。

Q4 借地権申告書は提出しないといけないのか。

A4 未登記の借地権がある方は提出してください。なお、借地権申告書が提出されないと希望する生活再建方法への『申し出』ができない場合があります。

Q5 借地権割合申告書は提出しないといけないのか。

A5 小規模共同住宅及び再開発街区（再開発での金銭化含む）を希望される方については提出してください。

個別利用街区での生活再建を希望される方は、現時点では不要です。

お問い合わせ先

江戸川区都市開発部市街地開発課事業係 【電話】03-5694-2751（直通）

江戸川区公式ホームページではJR小岩駅周辺地区のまちづくり情報を掲載しています。

公式ホームページ <https://www.city.edogawa.tokyo.jp/toshikeikaku/chiki/koiwaekishuhen/>

